

単価契約仕様書

建設局建設企画部監理検査課
(担当 青木、津島 電話 222-3548)

件 名	ガソリン（レギュラー）について（監理検査課他）（第3四半期）
形状・寸法	スタンドでの給油
予 定 数 量	7, 700 リットル (内訳) 建設局監理検査課 2,189 リットル 建設局土木管理課 300 リットル 建設局自転車政策推進室 36 リットル 行財政局庁舎管理課 510 リットル 行財政局防災危機管理室 70 リットル 文化市民局地域自治推進室 75 リットル 保健福祉局医療衛生企画課 350 リットル 保健福祉局障害保健福祉推進室 10 リットル 都市計画局風致保全課 150 リットル 都市計画局開発指導課 810 リットル 都市計画局建築指導課 150 リットル 都市計画局公共建築企画課 450 リットル 都市計画局住宅政策課 190 リットル 都市計画局住宅管理課 310 リットル 消防局施設課 2,100 リットル
契 約 期 間	令和8年10月1日 ～ 令和8年12月31日
契 約 条 件	1 落札決定後に契約単価は変更しないが、発注者又は受注者の求めがあった場合は双方協議のうえ、経済産業省資源エネルギー庁が公開している「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）のレギュラー現金価格における京都の価格」（以下「公表価格」という。）の増減額（契約日又は契約日以前の直近公表価格と納品日又は納品日以前の直近公表価格の差額をいう。以下「増減額」という。）を契約単価に加減する。ただし、増減額の算定に際し、特段の事情がある場合は、本市と受注者の協議により定めることができる。 2 1に基づく契約単価に加減する場合は、請求書には「契約単価に納品量を乗じた金額」と「納品時点の増減額に納品時点の納品量を乗じた金額の全ての合計額」をそれぞれ個別に記載することとし、詳細は担当者と協議すること。 3 給油量はガソリンカードにより管理する（建設局監理検査課分17枚、土木管理課分3枚、自転車政策推進室分1枚、行財政局庁舎管理課分4枚、防災危機管理室分1枚、文化市民局地域自治推進室分1枚、保健福祉局医療衛生企画課分6枚、障害保健福祉推進室分1枚、都市計画局風致保全課分1枚、開発指導課分3枚、建築指導課分1枚、公共建築企画課分3枚、住宅政策課分1枚、住宅管理課分2枚、消防局施設課分32枚 合計77枚）。 4 御池地下駐車場から、半径2キロメートルの範囲にガソリンスタンドがあることを条件とし、落札者は落札後速やかに、ガソリンスタンドの位置を確認できる資料を監理検査課へ提出すること。 5 ガソリンの給油のみで、洗車等その他の業務は含まない。 6 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

契 約 条 件	7 支払いは、月末で請求書受領後 30 日以内に支払う。また、請求書は課又は室等ごと（ただし、建設局に係る請求書については、監理検査課が指定する管理区分ごと）に作成し、課又は室等ごと（ただし、建設局に係る請求書については、監理検査課が指定する区分ごと）に送付すること。 8 公用車の更新等によりガソリンカードの発行等が必要なときには、各課（室等）の指示に従い、速やかに必要な事務手続を行うこと。 9 請求書やガソリンカードの作成、送付等、必要な事務手続の一切は落札者の負担で行うこと。
----------------	---